

久慈市告示第23号

ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月6日

久慈市長 遠 藤 譲 一

ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(趣旨)

第1 この告示は、仕事と家庭の両立を支援し、児童福祉の向上に資するため、育児に係る援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という。）及び育児に係る援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）からなる会員組織としてファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置し、会員間による育児の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を支援する事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は久慈市とする。

(業務)

第3 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務に関すること。
- (2) 援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員に対する講習会等の実施に関すること。
- (4) 会員相互の交流及び情報交換に関すること。
- (5) 子育て支援センター、保育所、その他の子育て支援関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 事業の広報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほかセンターの運営に必要な業務に関すること。

(業務時間及び休業日)

第4 センターの業務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 土曜日 午前8時30分から正午まで

2 センターの休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- （アドバイザー）

第5 第3に規定する業務を行うため、センターにアドバイザーを置く。

2 前項のアドバイザーの補佐として、必要に応じてサブリーダーを置くことができる。

（会員組織の構成）

第6 会員組織は、次の各号の要件に該当する、まかせて会員、おねがい会員及びどっちも会員で構成する。

- (1) まかせて会員は、満20歳以上の心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する者とする。ただし、援助活動を行うにあたり、事前に、第3第3号に規定する講習会又は当該講習会と同等と認められる講習を受講しなければならない。
- (2) おねがい会員は、市内に在住又は勤務先を有する者であって、生後3月から小学校6年生までの乳幼児又は児童（以下「児童等」という。）と同居し、当該児童等を養育している者とする。
- (3) どっちも会員は、まかせて会員及びおねがい会員の両方の要件を満たす者であって、両方の会員として登録を希望するものとする。

（入会）

第7 会員として入会しようとする者は入会申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査の上、適当と認めるときは、入会を承認するものとし、会員証（様式第2号）を交付するものとする。

3 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、速やかに会員登録変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 会員は、会員証を紛失したときは、会員証再発行申請書（様式第4号）を市長に提出し、会員証の再交付を受けることができる。

（更新）

第8 市長は、毎年度、会員の登録内容の変更について確認し、会員名簿を更新するものとする。

(退会)

第9 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第7第2項の規定により交付された会員証は、会員が破棄するものとする。

(会員の責務)

第10 会員は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員は、誠実に援助活動を行うこと。
- (2) 会員は、互いの人格及びプライバシーを尊重するとともに、援助活動により知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。退会した後も同様とする。
- (3) 会員は、援助活動を通じて物品の販売やあっせん、宗教活動又は政治活動等を行ってはならない。
- (4) まかせて会員は、援助活動中子どもの安全確保に努めなければならない。
- (5) まかせて会員は、援助活動中子どもに異常を確認したときは直ちにおねがい会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な措置を講じなければならない。
- (6) 援助活動中に生じた事故等による損害については、会員間で解決するよう努めなければならない。

(会員資格の抹消)

第11 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当した事実を確認したときは、会員資格を抹消することができる。

- (1) 第6に規定する会員の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第10に規定する事項に違反したとき。
- (3) 会員としてふさわしくない行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、登録抹消通知書（様式第6号）により、登録を抹消した会員に通知するものとする。

3 会員は、第1項の規定により会員資格を抹消されたときは、第7第2項の規定により交付された会員証を破棄しなければならない。

(援助活動の内容)

第12 まかせて会員による援助活動の内容は次の各号に掲げる臨時若しくは一時的なものとする。

- (1) 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等（以下「保育施設等」という。）の利用開始前又は利用終了後に児童等を預かること。
 - (2) 保育施設等及び学習塾等に児童等を送迎すること。
 - (3) 保育施設等が休日である場合、その他相当の理由がある場合に児童等を預かること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会員の仕事と家庭の両立のために必要と思われる援助を行うこと。
- 2 援助活動においては、宿泊を伴う活動及び病中・病後の児童等の預かりは行わないものとする。
 - 3 援助活動の調整においては、ひとり親世帯、多胎児が2人以上いる世帯、障害児又は障害者がいる世帯、満1歳に満たない乳児がいる世帯、要介護認定を受けている者がいる世帯の利用を優先するものとする。
 - 4 援助活動の場所は、まかせて会員とおねがい会員が協議し決定する。

（援助活動の実施方法）

第13 おねがい会員は援助を必要とする場合、センターに対して援助の依頼を申し込むものとする。

- 2 前項の援助の申込みは、原則として援助を必要とする日の1月前から3日前までに行うものとする。
- 3 援助の申込みを受けたセンターは、援助の内容、日時等を確認のうえ、まかせて会員との調整を行うものとする。
- 4 まかせて会員は、援助の実施後、援助活動報告書（様式第7号）に記入しおねがい会員の確認を受けなければならない。
- 5 まかせて会員は、前項の援助活動報告書を取りまとめ、別表第1に定める提出期限までに、センターに提出するものとする。

（利用料）

第14 おねがい会員は、1回の援助活動が終了するごとに、別表第2に規定する利用料をまかせて会員に対し支払うものとする。

（賠償責任）

第15 会員の援助活動中の事故等に関し、市は一切の責任を負わない。

（保険）

第16 会員は援助活動中の事故に備えて、市の指定する補償保険に加入しなければならない。

2 前項に規定する保険加入に要する経費は、市が負担するものとする。

(その他)

第17 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表第1 (第13関係)

利用月	提出期限
4月から6月まで	利用月が属する年度の7月末日
7月から9月まで	利用月が属する年度の10月末日
10月から12月まで	利用月が属する年度の1月末日
1月から3月まで	利用月が属する年度の翌年度の4月10日

別表第2 (第14関係)

活動日	活動時間	利用料 (1時間あたり)
月曜日から金曜日まで (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に定める休日及び12月29日から1月3日までを除く。)	午前7時から 午後7時まで	600円
	上記以外の時間	700円
上記以外の日	午前7時から 午後7時まで	700円
	上記以外の時間	800円

備考

- 1 援助活動の最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 2 援助活動が1時間を超えた場合の利用料は、30分以下はこの表の該当する利用料の半額とし、30分を超え1時間以下は1時間当たりの利用料とする。
- 3 おねがい会員が登録する複数の児童等のうち2人以上の援助活動を同時に行う場合、2人目以降の児童等に係る利用料は、この表の規定により算定した利

用料に2分の1を乗じて得た額とする。

4 児童等の食事（ミルクを含む。）、おやつ、おむつ及び保育用具等は原則としておねがい会員が用意する。ただし、これらについて両会員の合意のうえ、まかせて会員が費用を負担した場合は、おねがい会員が実費を支払う。

5 おねがい会員が、援助活動を取り消した場合の利用料は次の各号のとおりとする。ただし、自然災害や対象児童等の急な発熱等のやむを得ない理由により援助活動が取消しとなった場合は、無料とする。

(1) 前日までの取消し 無料

(2) 当日の取消し 1時間分の利用料

(3) 無断での取消し 予定時間数に係る利用料の全額

6 援助活動に係る交通費相当額は、次のとおりとし、利用料に加算するものとする。

(1) まかせて会員が自家用車を使用した場合 まかせて会員の自宅又は勤務先から、おねがい会員の自宅又は送迎先までの移動（往復）に要する交通費相当額（1キロメートル当たり20円）

(2) まかせて会員が交通機関を利用した場合 実費相当額